

茨木市立障害者生活支援センターともしび園における医療的ケア実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市が設置し、茨木市が指定した指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する茨木市立障害者生活支援センターともしび園（以下「事業所」という。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する指定障害福祉サービス事業の生活介護（以下「サービス」という。）を提供するにあたり、医師法（昭和23年法律第201号）第17条並びに保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第5条、第31条及び第37条に規定する医療の行為（以下「医療的ケア」という。）が必要などもしび園利用契約者（以下「対象者」という。）に安全かつ適切な医療的ケアを実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(医療的ケアの定義)

第2 この要綱において医療的ケアとは、治療を目的とするものではなく、対象者が事業所の提供するサービスを適切に受けるため、本人若しくは保護者、家族又は介護者（以下「保護者等」という。）が医師の許可及び指導の下に行うことが任された医療の行為とする。

(対象者の範囲)

第3 医療的ケアの対象者は、事業所とサービス利用契約（次項において「契約」という。）を締結した者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 急性期の治療的な目的ではなく、状態の維持又は健康の維持増進のために不可欠な医療的ケアを必要としている者
- (2) 日常生活の中で保護者等が毎日行っている行為として日常化された医療的ケアを受けている者

(医療的ケアの申請)

第4 医療的ケアの実施を希望する者は、次に掲げる書類をもって指定管理者に申請しなければならない。

- (1) 医療的ケア実施申請書兼同意書（様式第1号）
- (2) 医療的ケア実施に関する指示書（様式第2号）

(医療的ケアの実施決定)

第5 指定管理者は、第4の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて試行を行うことによって実施の可否を決定し、その旨を医療的ケア実施決定通知書（様式第3号）又は医療的ケア実施不承認決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

- 2 前項で実施決定された医療的ケアの有効期限は、当該年度限りとする。
- 3 対象者が引き続き翌年度も医療的ケアの実施を希望する場合は、第4に定める手続により当該年度末までに申請しなければならない。
- 4 前項の場合において、当該対象者の医療的ケアの内容に変更がないときは、その

旨を医師に確認したことを書面で届け出ることにより、第4第2号に掲げる指示書の提出に代えることができるものとする。

(医療的ケアの変更手続)

第6 第5第2項に規定する有効期限内に対象者の医療的ケアの内容に変更が生じたときは、すでに実施している医療的ケアについての医療的ケア終了届(様式第5号)を提出し、改めて第4に定める手続により申請しなければならない。

(医療的ケアの実施方法等)

第7 医療的ケアの実施にあたっては、対象者ごとに必要な手順及び注意事項等を文書化した個別実施マニュアルを作成し、事業所の保健師若しくは看護師又は社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第3条に規定する認定特定行為業務従事者によって行うものとする。

(医療的ケアの項目)

第8 実施する医療的ケアの項目は、第9第1項に定める医療的ケア検討会議において審議し、市長が決定する。

(医療的ケア検討会議)

第9 適正な医療的ケアを実施するため、医療的ケア検討会議(第9において「会議」という。)を設置する。

2 会議は、次に掲げる事項について審議し、検討する。

- (1) 医療的ケアの安全の確保に関すること。
- (2) 第4に掲げる申請内容に関すること。
- (3) 第5に定める試行内容に関すること。
- (4) 前号の試行結果に基づく、医療的ケア実施の可否に関すること。
- (5) その他適正な医療的ケアを実施するために必要なこと。

3 会議は、園長、サービス管理責任者、第7に規定する医療的ケアを実施する職員及び園長の指名する者で組織する。

4 前3項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(医療的ケア実施者の責務)

第10 医療的ケアを実施する者は、対象者への医療的ケアが安全かつ適切に行われるために、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 第4第2号に掲げる医療的ケア実施に関する指示書及び第7に定める個別実施マニュアルどおりに実践すること。
- (2) 対象者の体調の変化に留意し、異常の早期発見、早期対応に努めること。
- (3) 実施した医療的ケアの内容について、医療的ケア実施記録を作成すること。

(保護者等の責務)

第11 対象者の保護者等は、対象者への医療的ケアが安全かつ適切に行われるために、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 医療的ケアに必要な器材及び消耗品を準備すること。
- (2) 対象者の体調の変化や受診時の医師の意見などについて、事業所職員に報告すること。
- (3) 医療的ケアの実施及び事業所の活動内容などによって、医療的ケアの実施が困

難な場合には、事業所の示す方法に協力すること。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。ただし、第1の改正規定は、平成24年3月29日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第3の規定は、平成24年4月1日以後のサービスの利用について適用し、同日前のサービスの利用については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市立太陽の里生活介護事業所ともしび園における医療的ケア実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合は、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市立障害者生活支援センターともしび園における医療的ケア実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和3年3月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市立障害者生活支援センターともしび園における医療的ケア実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

（申請先）

茨木市立障害者生活支援センター指定管理者

申請者名 _____

医療的ケア実施申請書兼同意書

茨木市立障害者生活支援センターともしび園において、医療的ケアの実施を次のとおり申請します。

なお、実施に当たっては、茨木市立障害者生活支援センターともしび園における医療的ケア実施要綱等の定めに基づいて行われることに同意します。

1 利用者氏名

2 実施内容

3 実施方法等

(1) 実施時間（※ いつ行うのかを具体的に記入してください。）

(2) 実施方法（※ どのようにするのかを具体的に記入してください。）

(3) 必要物品

(4) 注意事項

4 緊急時の連絡

医療的ケア実施に関する指示書

本人氏名		記入日	年 月 日
診断名 所・見等			
医療的ケア及び びの指内容 示事項	1 実施時間 2 実施方法 3 必要物品 4 その他		
注意事項			
緊急時の対応			

年 月 日

(提出先)

茨木市立障害者生活支援センター指定管理者

医療機関名

TEL

FAX

医師名



医療的ケア実施決定通知書

様

（指定管理者）



年 月 日付けで申請のありました医療的ケアについては、茨木市立障害者生活支援センターともしび園での対応が可能であると判断し、次のとおり実施することに決定しましたので通知します。

なお、実施にあたっては、行事、職員の体制等により、実施日を指定させていただきますのでご了承ください。

1 対象者氏名

2 実施する医療的ケアの内容

3 実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

備考 上記医療的ケアについて、安全かつ適切に行われるために、次に掲げる事項を順守してください。

- (1) 医療的ケアに必要な器材及び消耗品は、申請者において準備してください。
- (2) 対象者の体調の変化や、受診時の医師の意見等について、事業所職員に報告してください。
- (3) その他、事業所との協議事項に沿って協力してください。

医療的ケア実施不承認決定通知書

様

（指定管理者）



年 月 日付けで申請のありました医療的ケアについては、次のとおり不承認と決定しましたので通知します。

1 対象者氏名

2 不承認の理由

様式第5号（第6関係）

年 月 日

（届出先）

茨木市立障害者生活支援センター指定管理者

届出者名 _____

医療的ケア終了届

茨木市立障害者生活支援センターともしび園において実施していた医療的ケアを、次のとおり終了するので届け出ます。

1 利用者氏名

2 終了となる医療的ケアの内容

3 終了日 年 月 日